

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（松井毅君）

まず、在宅介護に対する独自の福祉支援策についてでございます。

本市ではできる限り住みなれた家庭や地域で暮らすことができるよう、介護サービスを初め本市独自の福祉施策といたしまして紙おむつ購入助成や外出支援サービス、さらに低所得者層に対しましては経済的な負担軽減を図るため、介護サービス利用料の30%助成などを実施いたしております。こうした独自の福祉施策は在宅生活の介護環境を充実させるとともに、より安心できる在宅介護につながるものと考えております。

次に、サービスつき高齢者向け住宅についてでございますけれども、居室面積や設備など一定の基準を満たした賃貸住宅において、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供できる施設として新たに制度化されたものでございますけれども、本市では現在サービスつき高齢者向け住宅に該当する住宅はございません。

次に、介護予防事業を公民館単位の規模として実施することについてでございます。

介護予防事業につきましては、参加のしやすさや地域住民との交流などを図る観点から、公民館単位など身近な地域での開催が望ましいと考えており、地域のふれあいサロンや老人クラブ等各種団体からの要望に応じまして、地区公民館や集会所等に出向きまして実施をいたしております。今後とも身近な地域での事業を実施することにより、地域住民への啓発を図り、より多くの対象者を把握するとともに、地域の実情に合った効果的な取り組みに努めることといたしております。